

■【トピックス】

火器管制レーダー照射！



韓国駆逐艦による自衛隊哨戒機に対する火器管制レーダー照射問題が拡大し続けています。そもそも日本の排他的経済水域で国旗も軍機も掲げず、救難信号を発していない北朝鮮漁船を救助(?)という疑問もありますが…

それはさて置き、お互いに国内世論もあり、事態の収束はまったく見通せません。それにしても韓国の主張には、一貫性がなく、場当たりの対応にしかみえません。当面平行線が続きそうです。

■【ビジネス・アイ】

有給休暇取得義務化！

- 社長 「4月から適用される働き方改革で、有給の付与義務とかで頭が痛いよ」
- 花野 「そうですね。中小企業でも猶予なく適用される規制が多いですからね」
- 社長 「特に有給の付与義務は、うちみたいな中小企業には厳しいね。罰則とかあるの？」
- 花野 「はい、労働基準法違反になりますので、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金となりますので気をつけてください」
- 社長 「それは大変だ！キチンと対応しないとイケないね」
- 花野 「まずは、対象となる付与日数が年10日以上の人を特定して、本人の希望聞きながら年5日以上の有給消化を実現できるようにしないとイケませんね」
- 社長 「そうなんだよね。工場の方は生産に極力影響が出ないように計画的に時季を指定するようにしようと考えているんだよね。問題は管理部門の方なんだよね」
- 花野 「最少の人数で業務を回している現状では厳しい面もありますね。これを機会にIT化を押し進めて業務を効率化することを検討する必要がありますね」
- 社長 「そうだよね。製造には投資してきたけど、管理業務にも思い切った投資が必要だね」
- 花野 「そうですね。これからは人手不足対策のためにもIT活用による効率化が欠かせませんね」

■【今月のキーワード】

年次有給休暇

年次有給休暇は、雇い入れの日から起算して6ヶ月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者（管理監督者を含む）に対して、年10日付与されます。ただし、継続勤務6年6ヶ月で年20日が付与の上限となります。パートタイム労働者など所定労働日数が少ない労働者については、所定労働日数に応じた日数の有給休暇が比例付与されます。年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされていますが、使用者には事業の正常な運営が妨げられる場合には変更権が認められています。

■【今月の1冊】

『日本の伝統』の正体

藤井青銅 著

柏書房 ¥1500

世の中には、伝統とされているものがあります。しかし、良く調べてみると意外と新しいものがあります。例えばお正月の初詣です。

江戸時代には、初詣という風習はありませんでした。明治の後半に鉄道会社が営業で始めたのが最初です。等等意外と新しい伝統の数々が分かります。伝統にとらわれずに合理的に考えることの重要性を再認識させてくれる1冊です。



■【編集後記】

昨年末から2か月間禁酒していました。実は健康診断の血液検査で膵臓に関する数値が基準値を超えていたためです。幸い節制したお蔭で数値は正常値になりました。アルコールが原因がどうかはわかりませんが、これからは無理をしないようにします（^^）

『経営のセカンド・オピニオン』vol.143（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2019.2.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルチビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://hanano-cpa.a.la9.jp/>